

組合だより

発行所
岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市津島中2-1-1
電話 086-252-1111(代)
(内線) 7168
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyone.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyone.jp

所定労働時間の実質延長に反対する 5時半まで帰れない!

(岡山大学職員組合組織部)

就業規則の大枠は ソフトランディング

4月からの法人化に
ともない、私たち岡山
大学の教職員は、公務
員制度のもとを離れ労
働基準法をはじめとす
る労働法制によって働
くこととなります。今
までは国家公務員法と
人事院規則のもとで、
労働者が特に何もしな
くても一定の労働条件
は保障されていたとい
えます。しかしこれ
からは「労働条件は労
働者と使用者が対等の
立場において決定すべ
きもの(労働基準法2
条)」ですから、岡大
においても教職員、組
合の積極的な関与が必
要になります。

これが ソフトランディング?

「労働法にも違反
ところが、その趣旨
から大きく逸脱するの
が表記の問題です。現
在は、始業時刻8時3
0分、終業時刻17時、
休憩時間が30分で形
式的には所定労働時間
は8時間ですが、有給
の休憩時間が30分あ
りますから、実質的に
は7時間30分の所定
労働時間となっていま
す。

それに対して今回出 された就業規則では、

始業時刻8時30分、
終業時刻17時30分、
休憩時間が1時間
で実質的な所定労働時
間が8時間としていま
す。労働基準法は、「1
日について8時間を超
えて労働させてはなら
ない(32条)」とし
ていますから、最低基
準ぎりぎりの労働条件
ということになります。

実質的な労働時間が 30分延長され、終業

時刻が30分遅くなる
ことから明らかによ
うに、これは労働条件
の低下に当たり、労働

基準法の第1条「この 法律の定める労働条件

の基準は最低のもので
あるから、労働関係の
当事者は、この基準を
理由として労働条件を
低下させてはならない
ことはもとより、その
向上を図るよう努め
なければならぬ。」
に違反するものでは
ない、ソフトランディ
ングという方針からも
ずれています。

1日7時間半の要求は 妥当性がある

組合は、現状通り始
業時刻8時30分、終
業時刻17時とし、休
憩時間を1時間、所定
労働時間を7時間30
分とすることを要求し
ます。実質的なソフト
ランディングの提案で
す。

この要求は政府の掲げ る「年間総労働時間を

1800時間とする」
目標とも合致するもの
です。年間総労働時間
1800時間という数字
は、1日7時間20
分の所定労働時間で年
間225日働き、残業
を年間150時間とし
て達成できるもので

す。民間企業(30人
以上)の1日所定労働
時間の平均値7時間4
0分(厚生労働省20
02年「就労条件総合
調査」)と比較しても
決して過大な要求では
ありません。これに対
し、形式的には所定勞
働時間が短縮されるた
め、時間単価が大きく
なり時間外労働(残業)
手当がふくれあがつて
財政的に問題が生じな
いかという危惧がある
と思います。民間では
30%の割増を行って
いる会社も多いという
ことです。その点で
は今回はソフトランデ
ィングということであ
って現行の25%を認
めているのですから、
このくらいは大学側も
受け入れていいはず
です。

ゆとりのある生活を 残業を減らして

時間外手当の財政上
の問題では、むしろ仕
事を見直して残業時間
そのものを少なくする
ことが大切で、そのた
めには労使ともに努力
する必要があります。
財政当局が時間単価の
増加を認めず、給料の
削減を指示してくると
いう恐れもあるかもし
れませんが、不当な介
入を許さないよう学長
や国大協に頑張っても
らわなくてはなりません。
大学の自主性こそ
が法人化の目的です。

「中国残留日本人孤 児」。この言葉が新聞

紙上などを賑わしたの
は、1980年代の後
半であった。テレビに
も肉親と涙ながらに抱
き合うシーンが、しば
しば登場した。あれか
ら20年あまり、中国
残留孤児という文字
も、ほとんど忘れ去ら
れていた。「孤児」た
ちは、日本の社会に幸
せに溶け込んだのだら
う。誰しもがそう思い
こんでいた。だが、事
実は、そうでなかった。
現在多くの孤児たち
は、生活保護を受け、
孤児向けの中国語新聞
を読み、孤児(だけの)
社会にひっそりと住ん
でいる。仕事もなく、
交流もなく。どうし
てそんな事態が起きた
かについては、一つに
は、日本政府の対応の
不適切さがある。「孤
児」の「帰国」につい
ては、日本側の受け入
れ態勢は不十分で、日
本語学習、就学、就職
社会生活すべてにわた
り問題が多い(『日本
大百科事典』)。孤児
たちは、当然中高年で
ある。言葉の壁は、予
想以上に高い。政府の
語学対策は至ってお粗
末で、ごく短期間の日
本語講習期間を設けた
だけだった。言葉の不
自由な、中高年者が働

座標軸

き口を見つけることは
容易ではない。仮に、
就職できたとしても、
その労働条件は悪い
地域の人たちも、格別
意地悪だったとは思え
ないが、言葉の通じな
い同胞たちはどう手を
差し伸べるかとまどつ
たとしても無理からぬ
ことだと思ふ。孤児た
ちにも、暖かい受け入
れを期待するものが、
幾分かあったであら
う。だが、現実には違
ったのは、不幸なすれ違
いであつた。「孤児」
たちの心は、冷たい氷
室の中に閉じこめられ
た。「中国では日本人、
日本では中国人」の悲
劇である。だが、孤児
たちもいつまでも、氷
室のなかに閉じこもつ
ているわけではない。
孤児たちは、適切な受
け入れ態勢を取らなかつ
た日本政府を相手に、
国家賠償を求めめる
訴訟を開始した。岡山
在住の孤児たちも、こ
の2月20日岡山地裁
に提訴する。原告団1
5名。「落葉帰根」を
願う孤児たちの運動を
心から応援し、その「帰
国」が一日も早く本物
になることを祈る。

孤児支援の集い

・2月20日6時
(裁判提訴の日)
・弁護士会館にて

多数の参加を期待
しています。

全大教合同地区別 単組代表者会議に参加して

岡山大学職員組合委員長・中 富 公 一

1月31日から土・日に開かれた表記会議で、九州、中四国の組合の代表者が博多に集まりました。いくつかの興味深い話があったので報告します。

まず、全大教執行部から、全国的動向、特に運営費交付金削減問題について人事労使関係では、「就業規則案のチェックポイント」について紹介しました。

すと、資料「就業規則案のチェックポイント」による、岡大等の就業規則案問題点が指摘されています。

1. 岡大について言うと、1. 配転・出向について同列に扱われていること、出向には本人の同意を盛り込むべきこと、学内での文書等の掲示が許可制になつていていること 3. 終業時刻が17.30になつているが、他大学では17.15の例があること 4. 懲戒規程の中に懲戒委員会等の有無が明記されていない、などの点が指摘されています。

その後、各大学・高専の経験交流が、就業規則作成、自治の枠組みづくり、組合のあり方の見直し・拡大の問題の三つの柱で行われました。

では、過半数代表制についての岡山大学の例が、先進的な例として注目を集めています。あと、興味を引いた事例としては、徳島大学が任期制を全廃させたこと。長崎大学では、昼45分の休憩時間と、有給の15分の休息時間を組み合わせて、17時15分の終業時間を実現したことです。久留米高専では、組合ができた途端110名が組合に加入し、1. 配転・出向について同列に扱われていること、出向には本人の同意を盛り込むべきこと、学内での文書等の掲示が許可制になつていていること 3. 終業時刻が17.30になつているが、他大学では17.15の例があること 4. 懲戒規程の中に懲戒委員会等の有無が明記されていない、などの点が指摘されています。

この後、各大学・高専の経験交流が、就業規則作成、自治の枠組みづくり、組合のあり方の見直し・拡大の問題の三つの柱で行われました。

では、過半数代表制についての岡山大学の例が、先進的な例として注目を集めています。あと、興味を引いた事例としては、徳島大学が任期制を全廃させたこと。長崎大学では、昼45分の休憩時間と、有給の15分の休息時間を組み合わせて、17時15分の終業時間を実現したことです。久留米高専では、組合ができた途端110名が組合に加入し、1. 配転・出向について同列に扱われていること、出向には本人の同意を盛り込むべきこと、学内での文書等の掲示が許可制になつていていること 3. 終業時刻が17.30になつているが、他大学では17.15の例があること 4. 懲戒規程の中に懲戒委員会等の有無が明記されていない、などの点が指摘されています。

したが、全大教からは、非常勤問題についての文科省の説明が紹介されました。

それによれば、定員に予算をつけ、定昇分についても予算をつけ、その関係で、非常勤のための費用を減らした。但し、物件費と人件費の区別をつけていないので、後は、大学の裁量でやって欲しい。人件費について総額で言えば、若干増えているはず、ということと報告がありました。

報告がありました。報告が正確なところは分かりませんが、自治の枠組み作りでは、学長選、誰が学外理事候補か、教育研究評議会の構成、学部方法・副学部長等の選出委員会、人事・予算権、非常勤の任用等が話題になりました。

学長選では、選挙権者が話題になりました。管理職職員を含めたところ、教員については、選挙権者を教授に限定したところ、3年以上の助手にしたところなど、紹介されました。また、非常勤講師問題等で、大分大学では、文科省の査定で非常勤が0査定となった、福岡教育大では、定員をすべて埋めた結果、非常勤手当がなくなつた、徳島大学では定昇がない等の報告がありました。

教職員共済加入者で 退職される方、転出される方へ

退職時には「退職見舞金」が支給されます。組合事務所で申請手続きをしましょう。

退職金の有効活用も教職員共済で。

転出先でも教職員共済を続けられますので御連絡ください。

内線：7168

無料法律相談所 「ユニオン」へどうぞ！

平井昭夫弁護士・近藤幸夫弁護士担当

2月21日(土)午後2時～4時
(3月は13日・土曜日に開設します)

文化科学系総合研究棟(2階)第1演習室

岡山大学職員組合人権部(19日17時まで下記で受付)

稲村秀一 inamura@cc.okayama-u.ac.jp 内線 7395
 松本直子 naoako_m@cc.okayama-u.ac.jp 内線 7519
 木村 仁 内戦 7517 hk
 小畑隆資 内戦 7501

(当日、会場でも受付しています)

蕭条たる里村の田は、土色にくすんで霜の切り株が幾何学模様を描いている。東北から雪交まじりに吹き下ろしてくる風が、切り株の上をわたって、株の隙間に力を感じる。北風に向かって進む冬の道やがて里村が夜のどばりに包まれるころ、寒気は、その厳しさを増す。

寒波来て遠くの息子が枝子(カ)

散歩道